

## 「脱炭素で暮らしの豊かさ実践事業業務委託」に関する特記仕様書

本仕様書は、江戸川区が行う「脱炭素で暮らしの豊かさ実践事業業務委託」（以下、「本業務」という。）において必要とする基本事項を定めるものである

### 1 件名

「脱炭素で暮らしの豊かさ実践事業業務委託」特記仕様書

### 2 目的

江戸川区（以下「区」という。）は 2023 年 2 月に、「カーボン・マイナス都市宣言」を表明し、2050 年までに温室効果ガスの排出量の実質マイナスを目指すこととした。この地域脱炭素の実現にあたって、区民および事業者に対し、脱炭素への取り組みを「我慢」や「コスト」ではなく、生活を「豊か」にし、また、ビジネスを「成長」させる前向きなチャンスとして再定義する機会を提供する。従来の知識付与型の「勉強」から、ライフスタイルや経営に即した「実践」へと繋げるワークショップ等を展開するとともに、この事業による成果を区民へ広く展開するイベントを開催し、区民と事業者の自由なアイデアを対話によって結びつけ地域一体となった行動変容と持続可能な推進体制の構築を図ることを目的とする

### 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 業務内容

受託者は、区の「カーボン・マイナス」実現に向け、以下の業務を企画・運営すること

#### (1) 「実践」を加速させるワークショップ等の企画運営

①開催頻度：年間 4 回以上

②対象：無作為抽出等により広く募集する区民、および区内事業者

なお、無作為抽出による区民・事業者への通知については区から実施する

②企画内容については以下を加味すること

- a. 断熱・太陽光といった住まいに関するハード面だけでなく、食、運輸、など、多角的なテーマで「脱炭素が暮らしを豊かにする」ことを実感できる体験・対話型プログラムとすること
- b. 脱炭素を手段として経営改善につながることを認知させ、脱炭素に取り組む事業者を増やし、地域脱炭素を考える事業者等の意見交換、ワークショップ、セミナー等を開催すること
- c. 勉強会等を通じて意欲の高い区民・事業者を継続的な推進者として次年度以降も自

主的・継続的に活動できるような参加者同士のつながりを支える運営体制を構築すること

(2) 成果を波及させる「集大成イベント」の開催

- ①開催頻度：1回以上
- ②年間活動の集大成として、区民と事業者の交流の場とするイベントを開催し、成果の発表、事業者の技術展示等を行う（例）フォーラムや展示会等
- ③参加者以外の区民も巻き込み、地域全体に脱炭素の機運を広げる場とする

(3) SNS等を活用した計画的かつ戦略的な情報発信の企画立案

- ①SNS等の各種情報媒体による継続的な情報発信の企画立案
- ②脱炭素を生活に関係のある身近なテーマとして知ってもらい、自分事として認知してもらえるよう分かりやすく伝える
- ③勉強会等で出た意見、実例を参加者以外にも可視化する
- ④区内の先駆的な取り組み事例や具体的な省エネ対策の実例をインタビュー形式等で紹介し、区民や事業者等が脱炭素に向けた取り組みを具体的に進めるための実践的なヒントや判断材料を得られるもの
- ⑤各種団体等と勉強会参加者増加に向けた協力要請、調整を区と連携しながら実施

5 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この項において「法」という。）に基づき、受託者は、個人情報の取り扱いについて、安全かつ適切に管理をすること

- (1) 無作為募集や既存出席者への周知など個人情報を取り扱う内容は区が取り扱う
- (2) 個人情報保護に関する特約条項を遵守すること

6 受託者に求める資格・体制

本業務の特性上、受託者は以下の能力・体制を有していること

- (1) 脱炭素、環境、地域づくり、または普及啓発に関する業務実績を有すること
- (2) 自治体または区内団体や事業者との連携実績がある、もしくはそれと同等の体制を有すること
- (3) 専門知識を有しない区民や事業者等への情報発信・普及啓発業務の実績を有すること
- (4) 契約期間中、安定的に業務を遂行できる体制を有すること

7 成果物・納品

以下を成果物として納品すること

- a. 業務内容 (1) ～ (3) の内容をまとめた委託事業報告書

b. そのほか、本業務で取得・作成した資料・電子データ等は、適宜提出すること

8 支払い

勉強会、ワークショップ等開催準備のため、業務委託契約締結後、請求に基づき 2,000,000 円の支払いを行うものとする。また、中間報告書の納品と検収が完了した後、2,000,000 円を支払うものとする。残額については、委託業務終了後、請求に基づき支払うものとする。支払いは、請求書を受領した翌月末までに行うものとする

9. その他

- (1) 詳細については、区主管課の指示に従うこと
- (2) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、環境確保条例に適合する自動車とすること
- (3) 本仕様書に記載のない事項や内容に疑義が生じた場合は、区主管課と協議すること
- (4) 最低賃金（毎年 10 月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改正後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと